

上代の一次資料にみられる「无」「無」字について

金子正孝

一 はじめに

正倉院古文書と木簡は、上代の人々が記したままの墨付きが残る第一次の文字資料である。記紀万葉などの写本で残る資料と違い、上代の日常での文字使用の一端を確認することができる。正倉院古文書はマイクロフィルムや写真出版物、上代木簡は各発掘調査報告書や奈良文化財研究所「木簡データベース」⁽¹⁾の画像から表記を確認することができる。そこからは、上代の人々が使用した漢字漢文について、多くの点で考察が可能であろう。そのうち、本稿が扱うのは用字法についてである。

正倉院古文書や木簡では、一つの漢字に二字体以上用いられている字がある。例えば、経名では「法花経」と「法華経」、「花厳経」と「華厳経」といったように、「花」「華」二字体の漢字を用いている。このように二字体以上の漢字を用いている例について、どの漢字にどのような字体があり、複数の字体に書き分けの差があるのかどうか、詳細は判明していない。

上代の用字法でこれまでに考察があるのは、「参」の二つの字形「参」と「叅」についてである。桑原祐子氏は、七世紀には「参」と「叅」字は同字と意識されていたが、八世紀の「参河国」の字形の規定や天平六年の三の大字に対する「参」への統一によって、参は参河国と三の大字専用となり、その結果、マヅル系の語や参議・人参等を表記する場合は、「叅」だけを用いることになったことを指摘している⁽²⁾。もちろん、これは「参」における結果であり、他の字については違った結果ができることになろう。今後は他の字体についても考察がなされ、上代の漢字使用の一端を明らかにしていく必要がある。そこで、本稿では、正倉院古文書と上代木簡にみられる二字体以上の漢字のうち、「无」「無」の差について考察を行う。

「无」と「無」を扱った論考には二点ある。鈴木恵氏は、日本霊異記写本間の「无」「無」字の異同を調査し、異同の出方や諸本の系統により用いられる字体に偏りがあることを指摘した⁽³⁾。紅林幸子氏は、中国と日本の資料を検討し、「无」から「無」への字体の変遷過程を考察、「無」発生時期が八世紀頃であることを指摘した⁽⁴⁾。鈴木氏の論考は写本の作成段階での問題、紅林氏は字体の変遷について述べたものであり、上代の文字資料における漢字の二字体の使い分けについて述べた論考は管見の限りみられなかった。

以下、正倉院古文書と木簡の事例を検討する。正倉院古文書と上代木簡にみられる「无」「無」は、形容詞ナシ、位がない場合に人名の上に冠する「无位」、経名、万葉仮名や試字等に多くの事例が見出せる。紙幅の都合、全ての例は扱えないため、本稿では形容詞ナシと「无位」について述べる。なお、事例の漢字のうち、JISコードにない字は で示した。

二 正倉院古文書的事例

本稿で扱う正倉院古文書とは、正倉院の中倉に残された文書のうち、正倉院古文書四五巻、続修正倉院古文書五〇巻、続修正倉院古文書後集四三巻、続集正倉院古文書別集五〇巻、正倉院塵芥文書二九巻三冊、続々修正倉院古文書四四〇巻を指

す。これらは造東大寺司の写経所にあった文書であり、「写経所文書」と呼ばれている⁽⁵⁾。また、紙背に残された戸籍や計帳は「紙背文書」と呼び、文書の性質が異なることから別に考察する。

以上の文書を対象とし、事例を抽出する。まず、『大日本古文書⁽⁶⁾』より、「无」「無」の事例を抜き出す。次に「正倉院古文書マイクロフィルム⁽⁷⁾」『正倉院古文書影印集成⁽⁸⁾』の写真で表記を確認する。原本の汚れ等により表記が確認できなかった例は対象から除くと、「无」一七二九例（うち、紙背文書四五例）、「無」五一八例（うち、紙背文書三例）が該当した。事例は以下のように分類した。

漢字	无				無		
	事例数	写経所文書	紙背文書	事例数	写経所文書	紙背文書	
形容詞ナシ	877	853	24	161	161	0	
「无位」	136	115	21	0	0	0	
経名	667	667	0	322	322	0	
その他	8	8	0	35	32	3	
合計	1688	1643	45	518	515	3	

その他＝万葉仮名・試字・文意不明の事例である。

このうち、本稿が扱うのは、形容詞ナシと「无位」である。筆記者の意思が反映されていない経名とその他に分類した「无」「無」は紙幅の都合、別の機会に考察することとし、今回は対象から除く。

まず、写経所文書にみられる「无」「無」字を考察する。

1. 写経所文書の事例

(1) 形容詞ナシ

「无」八五三例、「無」一六一例が該当する。「無」字より「无」字の事例数が五倍近く用いられている。見通しを先に述べると、この事例数の差は、文書の種類に関係がありそうである。以下、事例を検討する。

経名や物品名の下に「ない物」を注記している場合、「无」七四一例 「無」七三例)

a. 経名の下に軸や帯などが無いことを注記している場合、「无軸」などと主に小字で注記)、「无」六二四例 「無」四五例)

【事例1】

「自禅院寺奉請疏論 (等歴名カ)

仏説正齋經一卷

薩婆多論八卷

十二明了論一卷

三階律周部九卷 无緒軸裏

禅經三卷

治禅病秘要法一卷 白紙无軸/可寫

秘要法二卷 第三/白紙

婆羅木叉一卷 白紙/「可寫」

比丘尼木叉一卷 白紙无緒軸

布薩文一卷 白紙无緒軸

(「写疏所解」正集二裏 天平十九年十月九日)

禅院寺から写疏所に請求のあつた経や疏などの名を記したものである。事例中では、「三階律周部九卷 无緒軸表」、「治禅病秘要法一卷 白紙无軸」、「比丘尼傳一卷 白无緒軸」、「雜集論十六卷 白紙无軸(以下、略)」など、「緒」「軸」「表」など、経に付いていないものを経名の下に書いている。同様の書式で「无」を用いた例は例みられる。他には、「帙」や「帯」「題」などがない場合にも用いられる。

【事例2】

東寺寫經所解 申奉寫經事

合金剛般若經一千二百卷 並麻紙

一百三十六卷 黃紙及標綺緒梨軸

三十八卷 黃紙及標綺梨軸無軸

一千廿六卷 黃紙及標無緒軸

以前、依坤宮官少疏從六位上池原 粟守去八月十六日宣、奉寫經、具件(如)前、謹解、

天平宝字二年十一月十四日造東寺司主典安都(宿禰)

次官從五位下高麗朝臣

(「東寺寫經所解案」続々修十八帙六裏 天平宝字二年十一月十四日)

「三八卷」の下の注記が「無緒」と「無」字が用いられている。他に「無」を用いた例は四五例ある。

b. 經の題目にあるコトバのうち、省略した言い方がある場合(省略できる漢字を「无 + 字」のように注記)、「无」

八例 「無」二八例)

【事例3】

无極寶三昧經一卷 或无三昧字

度一切請仏境界智嚴經一卷

藥師如来本願經一卷 隋笈多譯

六度集經八卷 亦名六度无極經亦云廣无極經

亦云新无極經

(「可請本經目錄」続々修十四帙四 天平宝字四年正月二十五日類収)

「无極三昧經一卷」の下に「或无三昧字」とあり、經名の「三昧」字がないことを注記している。「无」を用いた例は一八例である。

【事例4】

小乘論

阿毘達磨集異門足論二十卷	二百七十八紙
阿毘達磨謙身足論十六卷	
阿毘達磨品類足論十八卷	三百五十五紙
施設足論	
衆事分阿毘曇論十二卷 或無論字	
阿毘曇毘婆沙論六十卷	
阿毘達磨俱舍論二十二卷 或无釋字	四百七十一紙
阿毘達磨俱舍論本頌一卷 或三卷	廿三紙
顯宗論第一帙 第三九十	
法勝阿毘曇心論經六卷 或無經字或无法勝字或七卷	
或云法勝阿毘曇論或加別譯字	一百五紙
十八部論一卷	八紙
異部宗輪論一卷	八紙

（「俱舍宗寫書布施勘定帳」続々修十三帙六 天平勝宝三年九月二十日類収）

事例3と同様、經名の漢字の有無について、省略形を注記した例である。「阿毘達磨俱舍論二十二卷」では「或无釋字」

のように「无」が用いられている。一方、「衆事分阿毘曇論十二卷」は「或無論字」のように「無」が用いられている。また、「法勝阿毘曇心論經六卷」は「或無經字或无法勝字或七卷」とあるように「无」「無」と両方が用いられている。

c. 文脈を持つもの（「无」九九例 「無」一五例）

【事例5】

合經師六十人 廿四人充官淨衣、十三人既无、 廿三人充般着淨衣 疏師十人 一人充官淨衣 九人既无
校生十二人 二人充官淨位 十人既无 案主二人 一充般若淨位 一充官兩淨既破
装六人 五人充官淨位、但一人既破、 一人充般若淨衣
今見請淨衣五十九具 三十六經師 二具装潢 九疏師 二具案主 十具校生

（以下、略）

（「写經所解」 正集十五裏 天平十八年正月三十日）

【事例6】

牒 造寺司政所 請木工伍人

山子相 若无者佐伯佐留 川瀬田使 若无者勾羊 秦九月 他田小豊 勾猪万呂

右、自先雖有木工五人、不得事成、是以為令作安居堂、上件工等早速令向、事有期限、以勿退日、今具狀、以牒、

天平宝字二月（ママ）

（「造石山寺所公文案帳」 続修別集四十八裏 天平宝字六年正月十五日）

事例5は写經所の人員について記されたものである。「經師」合計六十人の内訳を記したものである。うち、十三人は既

にいない、の意であるう。「无」を用いている。

事例6は、「不得事成」のため、「木工五人」を請求した「解」文である。一人目の「山子相」の下に「若无者佐伯佐留」との注記がある。「若し无くば佐伯佐留」と訓み、もし「山子相」がいなければ、「佐伯佐留」でもよい、の意であるう。同様に、上から二人目の「川瀬田使」の下に注記がある「若无者勾羊」も同様の意であるう。「无」を用いた例は九九例である。次に、「无」を用いた例をみる。

【事例7】

管陶司石山寺充雑器事

管 肆拾口 陶坏陸拾口 塩坏陸拾口 片 陸拾口

叩戸伍口 坏盖研貳拾口 已上前充

筥参拾合 後盤貳拾口 已上物今拾

折 参拾合 陶盤陸拾口 右物依無不充

天平宝字六年二月九日

正六位上行正林連 黒人

〔管陶司充器注文〕 続修四十三 天平宝字六年二月九日

【事例8】

十七

(此カ)

未軸着経百三十七卷 先所請綺三百三丈七十四寸 着経一千九百八十九卷

先所請軸二千枚 此此内 六枚打匠寮借 一千九百八十九枚着経

/二枚現在 三枚無

(「写一切経装横行事注文」続々修四十四帙十 天平十年)

事例7は管陶司が石山寺に「充雜器」を注文した文書である。注記の箇所は「右の物無きに依りて充てず」と訓むのである。事例8は、「先所請軸二千枚」の現在の内訳を注記したものである。二千枚の内、三枚が無いことを記している。「無」字を用いた例は一五例である。

経文名の上下左右に、そのものがないことを注記した場合。(「无」六六例、「無」例なし)

【事例9】

大納言藤原家 牒造東大寺司務所

櫃 櫃

出曜論一部 十四櫃/廿卷 涅槃論一卷 受

部異執論一卷 十三櫃第二帙 随相論一卷 十三櫃第一帙

三弥底部論三卷 十三櫃第二帙 大乘顯實論一卷 无

文殊問菩薩論二卷 无 涅槃經疏十卷 三櫃/遠法師

菩薩藏經疏十卷 无 小品經疏五卷 懷法師 第三櫃十九帙

佛地經疏四卷 雜第二帙第二櫃 仁王經疏二卷 新廿一帙三櫃

无 吉蔵師

牒、奉教経、件論并疏等、為写家中、奉請如前、乞照此状、早与処分、今以状牒、乃至状准、付便使要高沙弥万呂

(「經疏出納帳」塵芥三十裏 天平勝宝五年)

本事例は経名+巻数の下に「无」一字を注記し、その経がないことを示した例である。下段右から三行目は「大乘顯實論一

「卷」がないことを小字「无」で注記している。他に「无」を用いた例は六十六例みられるが、「無」を用いた例は見出せない。

本文で使用されたもの（「无」四六例、「無」七三例）

【事例10】

謹上写経所 曹司邊

六月十九日下走古万呂

（万呂）

不別紙

受六人部

奉送紙一百二張 二張端繼料

右、為寫私書、件紙欲請打、若彼寫一切経端繼料紙有者、相替欲打、若无者、猶欲打、其實今捧不次状、謹状、

（淨力）

古万呂

万呂

繼紙…

（「写経料銭経師布施注文案帳」続々修十一帙五 天平十八年四月十五日）

「若无者」は「若し无くば」と読み、「彼一切経端繼料紙」が無かった場合の指示を書いたものである。このように、品物名の下にその扱いについての条件を注記した例は四六例みられた。

次に、「無」を用いた例を考察する。

【事例11】

造石山寺所解 申請雜物等事

釜壹口 受一石已下四斗已上 役夫等食物料理料

紙打石壹顆 小 勅旨大般若若紙打料

大辛櫃貳合 在経所 僧都御室用料

右物等無都、是應用切要、仍所請如件、以解、

(都脱)

天平宝字六年正月十八日主典安宿祿

(「造石山寺所公文案帳」続々修十八帙三 天平宝字六年正月十五日)

役夫等の料として釜や紙打石などを請求した文書である。「右物等都無」は「右の物等は都て無く…」と訓むのであろう。形容詞ナシは「無」が当てられている。「無」を用いた例は七三例である。また、以下のような例もある。

【事例12】

造寺司牒 造石山寺所

一木工秦廣津

右、依彼所申状、縣主石敷之替充遣、其丈部真犬替者、今造食堂所申云、以件真犬等、常作此司物、更除真犬、無可相替人者、又領秦足人替、依無可充人、今間不得行、

一領玉作子綿 木工土師嶋井

右、暫充相模国司、而今間便留彼寺、其自彼所請人物、随請皆充、而留件人等、理不可然、今依合、別當必有可充任、宜察此状、早速令向、

一錢壹貫捌伯文

右、在彼仕丁、尾張人守マ古万呂、播磨人額田マ廣濱、備前氏マ乙万呂、并三人国養、人別六百文充、

一釜壹口 口径一尺七寸/深一尺七寸 廳參口 菴壹斛

【事例13】

造東寺司牒 大安寺法宣大徳房下

奉請起信疏一部三卷 退法師

牒、今依 令旨、可寫件疏、此求他所、都無所得、承聞在大徳房中、仍差舍人少初位上他田水主令向、乞察事趣、須臾之間、分付此使、事尤切要、勿在隱惜、今以狀牒、

天平宝字三年三月廿五日主典正八位下紀朝臣 池主

判官正六位下上毛野君 真人

玄蕃頭正五位下 市原王

(以下、略)

(「造東大寺司牒」正集五 天平宝字六年正月二十八日)

【事例14】

公奴猪名部枚虫謹啓 申進上不參啓

右、蒙尊者慈想、件上日連署佐官欲請、唯若便寺上人在、可付上給枚虫、都今間使人無、請速早處分、比來間重病受看病受惠障侍、吾仏公可子細告狀申給佐官大夫、仍注狀、付佐美万呂申送、以送、以啓、

日

二月廿八

上謹吉成尊坐下

(「猪名部枚虫不參啓」続修四十八 天平宝字六年二月八日)

以上、形容詞ナシに用いられる「无」「無」をみた。結果を【表1】に示す。

【表1】

	① a	① b	① c	① 合計	②	③	合計
无	6 2 4	1 8	9 9	7 4 1	6 6	4 6	8 5 3
無	4 5	2 8	1 5	8 8	0	7 3	1 6 1

全体の合計数は「無」より「无」の方が五倍ほど多い。ではa、cともに「無」より「无」の方が多く、全体の傾向の通りである。bは「无」より「無」の方が十例ほど多い。は「无」の使用のみ確認でき、「無」の使用はみられなかった。は、と違い、「无」より「無」の方が多くみられた。

では、これらの意味するところは何かであるか。まず、「无」の方が多くみられた a、c、について考える。両者に共通するのは、本文ではなく、注記にあたることである。では経名の下や物品名の下にその物に対する条件を主に小字で注記している。は経名の上下や左右の空いているスペースに「无」を書き込む。「无」と「無」を比較した場合、「无」の方が画数が少ない。そのため、「無」より「无」を用いた方が筆で小さく、速く書くことができる。また、文書の読み手にとっても画数の少ない字の方が見やすいであろう。つまり、書く側の労力と見やすさの点から、「無」より「无」の方が多く用いられたのではないだろうか。なお、bはaやcに比して事例は少なく、以上の結果をゆるがすものではないと考える。

次に、であるが、「无」より「無」の方が多く用いられている。のようにスペースを考慮する必要はない。書き手の好みで使用される漢字が選ばれたのであろうか。

【表2】

出典	文書名	西暦	和暦	事例数
続修16	皇后宮職解	733	天平5. 7. 20.	1
続修16	皇后宮職移	733	天平5. 8. 11.	1
続修16	皇后宮職解	733	天平5. 8. 15.	1
続修16	皇后宮職移	734	天平6. 8. 10.	2
塵芥8	寫經司等公文	737	天平9. 12. 15.	2
続々修24帙5ウ	寫經司舍人等上日帳	738	天平10. 閏7. 29	2
続修28	官人歴名	738	天平10.	5
続々修24帙5ウ	寫經司解	739	天平11. 2. 28	1
続々修35帙1ウ	寫經司■帳解	739	天平11. 4. 1	1
続修14	天平十八年具注歴	746	天平18	1
続々修24帙6	經師等上日帳	748	天平20. 8. 13	12
続修後集28ウ	經師等上日帳	748	天平20. 8. 13	4
続修49ウ	經師等上日帳	748	天平20. 8. 13	4
続修後集28ウ	經師等上日帳	748	天平20. 8. 13	1
続修別集40ウ	經師上日帳	749	天平勝宝元. 8.	8
続修別集1	造東大寺司移	750	天平勝宝2. 5. 25.	1
続修別集40	經師上日帳	750	天平勝宝2. 8.	2
続々修6帙2	御願八十華嚴經養子筆墨帳	750	天平勝宝2. 3. 28	2
続々修38帙4ウ	見仕并不仕經師以下歴名帳	750	天平勝宝2. 8	1
続々修24帙3	經師校生装■上日案帳	752	天平勝宝4. 8	2
続修別集47	造東大寺解	755	天平勝宝7. 3. 27.	4
続修後集11ウ	西南角領解	757	天平勝宝9. 4. 7.	3
続々修18帙6ウ	考唱不参歴名	758	天平宝字2. 10. 10.	2
続々修8帙19ウ	中島寫經所寫手進送文	758	天平宝字2. 6. 18	2
続々修8帙20ウ	造東寺司移案	758	天平宝字2. 9. 22	2
続々修18帙6ウ	經師上日并行事文案	758	天平宝字2. 11. 2	1
続々修45帙3ウ	東寺寫經所解案	758	天平宝字2. 11. 3	14
続々修18帙6ウ	請錢■經師上日行事文案	759	天平宝字3. 3. 19	1
続修後集5	東寺寫經所解	760	天平宝字4. 正月15	1
続々修45帙5	雜物請用帳	760	天平宝字4.	1
続修後集5	東寺寫經所解	760	天平宝字4. 5. 15	1
続々修3帙4ウ	文部省經師歴名	760	天平宝字4. 6. 8	1
続々修24帙5	寫書所解	760	天平宝字4. 7. 28類収	1
続々修18帙6	御願經奉寫等雜文案	760	天平宝字4. 8. 2	5
続々修3帙4	奉鳥一切經所解牒案等帳	761	天平宝字5. 正月6	2
続修20ウ	奉鳥一切經所解牒案等帳	761	天平宝字5. 正月6	1
続々修46帙5	神祇大輔中臣毛人等百七人歴名	761	天平宝字5正月25類修	1
続々修45帙5	造字雜物請用帳	761	天平宝字5.	1
続々修18帙3	東大寺鑄工召文	762	天平宝字6. 4	1
続修37	造石山院所勞劇帳	762	天平宝字6. 8. 27	1
続々修18帙3	造石山寺所公文案帳	762	天平宝字6. 正月15	1
続修37	造石山寺所公文案帳	762	天平宝字6. 正月15	1
続々修4帙21	造東寺司公文案帳	762	天平宝字6. 12. 21	2
続修別集1	御願大般若經經師等上日■行事案帳	765	天平神護元年正月13.	6
続々修40帙3ウ	造東大寺司經師充文案	774	宝龜5. 11. 6類収	3
続々修24帙5	皇后宮職移	不明	不明	1

(2)「无位」の事例

写經生の請求や解文等の差出人を記載する際、人名の前に位がない場合に記す「无位」の「无」字について考察する。一四例すべて「无」で表記され、「無」を用いた例はみられなかった。以下、検討する。

まず、表は写経所関連での「无位」の事例数一覧表である。

天平五年の皇后宮職解から宝龜五年の造東大寺司経師充文案まで、計一一四例ある。以下、事例を検討する。

【事例15】

皇后宮職解 申書生上日事

无位長江忌寸金弓 上日壹佰壹拾 二月九 三月廿二 閏月廿二 四月

十九 五月廿五 六月九 七月七

寫紙伍佰陸拾玖張

右、起二月廿日盡七月廿日、上日并寫紙等如件、録具狀謹解、

天平五年七月廿日大属正八位下勲十二等内蔵忌寸

経師九十三人

(略)

武部省史生无位土師弟主 寫紙四百廿三張 布十端二丈四尺一寸

(略)

(「皇后宮職解」続修十六)

【事例16】

无位檣許智蟻羽 八月不九月不十月不十一月不十二月不正月 日一…

(「経師等上日帳」続々修二十四帙六 天平二十年八月十三日)

一一四例すべてが「无」で表記されている。「無」を用いた例は確認できなかった。「无位」は、奈良時代当時、人名に冠する機会が多かったであろうが、後述の紙背文書、上代木簡の例と併せて結論付ける。

2. 紙背文書の事例

戸籍や計帳の紙背文書に残された「无」「無」の事例をみる。写経所文書より年代は古いこと、地方から中央への公式文書であるという特徴がある。事例数は「无」四五例で、内訳は形容詞ナシが二四例、「无位」が二一例である。また、「無」はみられなかった。【註9】以下、順に検討する。

(1) 形容詞ナシの事例

「无」二四例が該当する。文書別の事例数と内訳を【表3】に示す。

は人名の下に身体の特徴を注記した場合、は各里の末尾で前回調査と今回調査で人口の増減がない場合に、「无損益」と書く場合の事例数である。

文書名(年号)	事例数		
山背国愛宕郡雲上里計帳(神龜三年)	1	3	①
山背国愛宕郡計帳(天平六年)	1	4	5
因幡国戸籍(養老五年類載)	0	6	8
	1	0	②

まず、の事例を示す。

【事例17】

紙市戸主出雲臣冠 年伍拾漆歳 残疾 両耳龍耳(聾) 左指爪无

(山背國愛宕郡雲上里計帳 正集十一 神龜三年)

【事例18】

寄伊福ア当女、年七十一 老女 右腕无

(因幡国戸籍 正集二十九・養老五年類載)

【事例19】

男出雲臣廣方 年拾壹歳 小子 无印 (山背國愛宕郡雲上里計帳 正集十一 神龜三年)

事例17は「紙市戸主出雲臣冠」の「左指爪」が「无」いことを注記している。事例18は「伊福ア当女」に「右腕」がないことを注記している。事例19の「无印」の「印」の意味は不明であるが、人名の下には当該人物の特徴を示すものであるから、「印」は何らかの身体的特徴であると思われる。

次に の例を示す。

【事例20】

戸主出雲臣八綱戸

去年帳定良口拾参人 男四女九

帳後无損益

今年計帳定見良大小口拾参人 男四女九

(山背國愛宕郡雲上里計帳 正集十一 神龜三年)

計帳は一年に一回作成される。「出雲臣八綱」の戸口では去年(神龜二年)の戸口が「男四女九」の「拾参人」であり、今年と去年で戸口の増減はない。「帳後无損益」はそのことを意味し、「帳の後に損益無し」と記している。類例は山背國愛宕郡雲上里計帳(神龜三年)で八戸、山背國愛宕郡計帳(天平六年)で六戸にみられ、損益ナシの形容詞ナシはいずれも「无」を用いている。

紙背文書の形容詞ナシに用いられる「无」「無」字は、事例数が少ないこと、山背國愛宕郡の事例がほとんどを占めることから、比較対象がないため、事例を挙げるに留める。

次に、「无位」の事例をみる。二十一例が該当する。先に考察した通り、「无」字のみ使用され、「無」字はみられなかった。以上は奈良時代中期の写経所関連の文書を中心にみられたことである。戸籍からは、先の例より年代が早く、地方から中央への公式文書での使用が確認できる。以下、検討する。

【事例21】

主帳无位大伴部福足

（「薩摩国税帳」天平九年）

薩摩国正税帳である。正倉院古文書の紙背に残された正税帳の年紀は奈良時代初期である。事例は「无位」と「无」表記を用いている。他には、天平八年～十年頃の伊予国正税帳（一例）、和泉監正税帳（二例）、尾張国正税帳（一例）、駿河国正税帳（一例）、越前国正税帳（五例）、但馬国正税帳（一例）、出雲国計会帳（一例）、播磨国正税帳（二例）、周防国正税帳（二例）、隠伎国正税帳（一例）、薩摩国正税帳（二例）で「ム位」が計十九例みられるが、全て「无」表記である。写経所の文書より時代は古い。また、戸籍等の公式文書でも「无」で統一されている。

以上、紙背文書にみられる「无」「無」字を確認した。形容詞ナシは事例数が少ないため、検討はできなかったが、「无位」では、「无」字しか用いられていない点が写経所文書と同じ結果となった。

三 上代木簡の事例

上代木簡は、奈良文化財研究所「木簡データベース」で検索できた「无」「無」字のうち、飛鳥～長岡京期の木簡で写真や画像で確認できるものを事例とした。「无」字一〇〇例、「無」字十一例が該当した。そのうち、本稿で扱うのは、形容詞ナシとみなしたもの七例（「无」六例、「無」一例）、「无位」六十四例（「无」六四例、「無」該当例なし）である。残る「无」

三〇例、「無」一〇例は習書木簡、断片であるため対象から除く。

まず、形容詞ナシの検討をする。「无」六例、「無」一例がみられる。

【事例22】

- ・ 移 司所 米无故急々進上又滑海
- ・ 藻一駄進上急々ノ附辛男二十五日 家扶ノ家令

〔平城京木簡 二〕一七〇五号 平城京左京三条二坊一・二・七・八坪 長屋王邸出土)

「米无き故に…」と訓める。形容詞ナシに「无」字が充てられている。

【事例23】

- ・ 山処申彼塩殿在「米四斗二升所給進上
- ・ 雇人狛人少万呂ノ又申雇人給食物都無故録状謹ノ申急々処分可垂給十一月十五日田辺大

〔平城京木簡 二〕一七一五号 平城京左京三条二坊一・二・七・八坪 長屋王邸出土)

裏面の「食物都無故」は「食物都て無き故に…」と訓める。「無」字を用いた例は本事例のみである。

事例21、事例22ともに長屋王邸から出土した木簡であることから、いずれの字体を用いてもよかつたと考えられるが、「無」字を用いた例が少ない。

【事例24】

主菜所請无 白大豆五合§ 二 用料

(木簡研究(十七)十九頁(9) 平城京左京七条一坊十六坪東)

主菜所に請求した「白大豆五合」がないことを「白大豆」の右上に「无」一字で書き込んだものである。書き込んだ人物は木簡の情報からは不明であるが、「白大豆」を請求された主菜所の担当者が「无」一字を書き込み、請求者に返送した

のであるつか。正倉院古文書では「无」字のみの使用が確認できたが、本事例もその結果に合致した。

次に、「无位」の例を検討する。上代木簡において、「无位」は文書木簡の差出人名や考課木簡にみられる。以下、事例を挙げる。

【事例25】

参河国（飽カ）臣郡寸松里海部宇麻呂春糯米五斗和銅二年十二月无位主帳麻呂

（『平城宮木簡 一』二七〇四号）

【事例26】

无位

（『平城宮木簡 四』四四四四号 平城宮跡出土）

事例25は付札木簡である。都から離れた参河国で和銅二年「无位」と使用されている。付札木簡で使用された「无位」は本事例のみである。

事例26は考課木簡である。役人の評価を木簡にして束ねていたものが不要になり、捨てられたものである。平城宮跡出土の考課木簡は六三例あり、すべて「无」字で表記されている。

「无位」は、「無」字を用いた例は全くみられず、全て「无」字で表記されていた。また、考課木簡が出土した同じ遺構から出土の木簡のうち、断片から「无」字と推測できる事例も、「无」字の一、二画目の横二本や左右払いだけが確認できる木簡も多く出土している。「正倉院古文書」では「无位」の「无」はすべて「无」字であったことを考えると、当時は「無」字を用いず、「无」字を用いていた。しかも、「無位」と書いた形跡はなく、「无」で書く強い意識があったのではないだろうか。

四 まとめ

以上、正倉院古文書と木簡にみられる「无」「無」字の使用状況を考察した。形容詞ナシでは、スペース等の都合で「无」が多く用いられているなど、使用状況により用いられる字体の違う傾向があった。また、「无位」では「無」を用いた形跡はなく、「无」のみが用いられることがわかった。なぜ「无」のみを用いるのか、その点については考察の余地が残る。また、経名では、ほとんどの経名で二字体どちらも用いられるが、「无」字の方が多く用いられている。今後、写経等を調査し、比較・検討することが必要である。

〔註〕

- (1) 奈良文化財研究所「木簡データベース」アドレス
<http://www.nabunken.go.jp/open/mokkan/mokkan2.html>
- (2) 桑原祐子「文字の形と語の識別 「参」の二つの字形」、『木簡研究』二六号、二〇〇四年)
- (3) 鈴木恵子「无」「無」字をめぐる」(雑誌『東洋』一二号、昭和五十七年十二月)
- (4) 紅林幸子「書体の変遷 無・无」、『書学書道史』)
- (5) 正倉院古文書の定義については、杉元一樹「正倉院所在の文字資料」、『日本古代文書の研究』三九頁、吉川弘文館、二〇〇一年)に分類がある。この分類を元に国語資料としての正倉院古文書の扱い方について桑原祐子は『正倉院古文書の国語学的研究』(思文閣出版、平成十七年十二月)の序でその注意点を述べている。正倉院古文書を伝えることになった写経所の変遷については山下有美『正倉院古文書と写経所の研究』(吉川弘文館、平成十一年一月)の序章に詳細な記述がある。
- (6) 東京帝国大学文科史料編纂掛編『大日本古文書』巻一〜二五 編年文書(東京大学出版会、一九〇一年)
- (7) 「高橋写真」撮影のマイクロフィルムによる。
- (8) 宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』一〜一六(八木書店、一九八八年五月〜二〇〇六年二月)
- (9) 「出雲国計帳」(正集三十・天平六年八月二十日)に「無国司造家帳一紙」「無国司」の例があるが、文意不明のため、本稿では考察の対象から除いた。なお、戸籍・計帳で「無」の使用がみられたのはこの二例だけである。